

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和元年5月24日

武雄市長 小松 政

1 概要

(1) 業務名

武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務

(2) 業務内容

「武雄市地域公共交通網形成計画策定業務仕様書」及び「武雄市財務規則」による

(3) 委託業務機関

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 提案上限額

5,432,400円(消費税含む。)

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額での契約を約束するものではない。

2 実施方式

公募型プロポーザル方式とし、「武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」による。

3 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 参加表明書等提出期限 | 令和元年 6月 4日(火) 17時まで |
| (2) 質問受付締切 | 令和元年 6月 4日(火) 17時まで |
| (3) 質問回答 | 令和元年 6月 5日(水) |
| (4) 企画提案書等提出締切 | 令和元年 6月21日(金) 17時まで |
| (5) 一次書類審査 | 令和元年 6月下旬予定 |
| (6) 一次審査結果通知 | 令和元年 6月下旬予定 |
| (7) プレゼンテーション審査会 | 令和元年 7月上旬予定 |
| (8) 選定結果通知(優先交渉権者決定) | 決定後通知予定 |
| (9) 契約締結期限 | 令和元年 7月上旬予定 |

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 対象となる契約案件について、武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) その他選定委員会が必要と認めた要件。

5 参加表明の手続き

参加表明事業者（以下「事業者」という。）は、武雄市が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

(1) 提出書類・必要部数

- ア 様式第1号「参加表明書」 1部
- イ 任意様式「会社概要」 1部
- ウ 任意様式「直近年度の決算書」 1部
- エ 任意様式「業務実績一覧」 1部

平成21年度から平成30年度までの過去10年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの）。 1部
- カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書） 1部

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

下記提出窓口まで直接持参または郵送すること。

イ 提出窓口

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市企画部企画政策課 担当：小柳

電話 0954-23-9325

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和元年6月4日(火) 17時まで(ただし土、日を除く)

イ 受付

午前9時～正午まで、及び13時～17時まで。

6 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、下記メールアドレスにて受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて送信された質問及び指定とは異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

(1) 受付期間

令和元年6月4日(火) 17時まで

(2) 受付方法

質問内容を記載の上、下記メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託についての質疑」とすること。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

E-mail : kikaku@city.takeo.lg.jp

電話連絡先：企画政策課 小柳 0954-23-9325

(3) 回答方法

令和元年6月5日(水)までに、参加表明書類を受領した全事業者に対して回答する。

7 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次に掲げる書類を令和元年6月21日(金) 17時までに提出するものとする

(1) 任意様式「企画提案書」

(2) 任意様式「経費見積書」

8 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

(1) 書類の差し替え

提出後の書類の差し替え等、再提出は受け付けない

(2) 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は一切の責任を持たない。

9 本プロポーザルに係る提出書類の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表及び武雄市が必要と認める場合には、提出書類等は無償で使用できることとする

10 審査概要

本プロポーザルにおける審査については、「武雄市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領」に基づき、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価する。

1 1 一次審査

提案書の提出者数が4者を超える場合には、提案書の内容に基づく一次審査を実施し、得点の高い順に上位4位事業者までが一次審査書類を通過したものとみなし、次のプレゼンテーション審査による審査の対象とする。結果通知については、令和元年6月下旬に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。併せて、二次審査(プレゼンテーション審査会)への参加依頼を送付する。

1 2 二次審査

一次審査を通過した上位4事業者に対して、プレゼンテーション審査会を行い、その後総合的に審査する。なお、プレゼンテーション審査における使用機材については、会場およびプロジェクタ及びスクリーンを武雄市が準備する。

(1) 委託事業者の決定

選定委員会の審査結果を市長に報告し、本事業の事業者を決定する。

(2) 審査結果の通知

全項目の決定に基づき、速やかにプレゼンテーション審査に参加した事業者に審査結果を通知する。

(3) 審査に関する問い合わせ

選定されなかった事業者への審査結果についての問い合わせについては、基本的には回答しない。

1 3 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、辞退届(様式任意)を書面にて「5 参加表明の手続き」の(2)に記載の提出窓口へ提出すること。

1 4 その他

(1) 事業者から提出された書類等については、返却しない。

(2) 参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 事業者候補の決定までに、地方自治法167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権を喪失するものとする。

(4) 事業者選定後、契約書一式を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定める。

1 5 問合せ先

佐賀県武雄市企画部企画政策課 担当：小柳

住 所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954(23)9325

FAX 0954(23)3816(代表)

電子メール kikaku@city.takeo.lg.jp